

訪問介護・訪問介護相当サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社メディコネクス（以下「事業者」という。）が開設する訪問介護ステーションさくらの杜（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態または要支援状態（訪問介護相当にあつては要支援状態。）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護及び訪問介護相当サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

（指定訪問介護の運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（訪問介護相当サービスの運営の方針）

第3条 総合事業

訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 訪問介護ステーションさくらの杜
- 所在地 千葉県流山市東深井 386-14

（職員の職種、員数および職務の内容）

第5条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護指定訪問介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、

訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画及び介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

③ 訪問介護員等 常勤換算 2. 5名以上(サービス提供責任者を含む。)

訪問介護員等は、指定訪問介護及び訪問介護相当サービスの提供にあたる。

(営業日および営業時間)

第6条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日。
- ② 休業日 土曜日、日曜日、祝日及び12月30日から1月3日。
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時30分。

ただし、サービス提供は、ケアプランの定める時間帯であれば、いつでも対応するものとする。

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定訪問介護内容は次のとおりとし、指定訪問介護提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によりものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担割合に応じた額とする。

① 身体介護 ② 生活援助

2 訪問介護相当サービスの内容は次の通りとし、その提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣又は当該市町村が定める基準(月単位)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は、利用者の自己負担割合に応じた額とする。

- 1. 訪問介護相当サービス費(Ⅰ) 1週に1回程度
- 2. 訪問介護相当サービス費(Ⅱ) 1週に2回程度
- 3. 訪問介護相当サービス費(Ⅲ) 1週に2回程度を超えた場合

3 前項の支払いを受ける額のほか、別紙重要事項説明書に記したサービスの提供に必要な費用の額を受けることが出来る。

4 サービスを提供するにあたり、利用者の住居にて使用する水道、ガス、電気等の費用は、利用者の負担とします。

5 前項の費用を受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文章で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等はサービスを実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、流山市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。

3 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（個人情報の保護）

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者及びその家族の了承を得るものとする。

（記録の整備）

第12条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。また、利用者に対するサービス提供した際には、その提供日・内容・当該サービス等について、介護保険法ならびに関係法令の規定により、利用者に関する諸記録を整備し、契約終了日より5年間保存する。

（衛生管理）

第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備品及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症及びまん延防止のための対策を検討するための研修及び委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（相談・苦情対応）

第15条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容について記録し保存する。

3 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。

4 事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 責任者の選定(責任者は管理者とする)
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施(年2回)
- (3) 虐待等に対する相談窓口を設置する。
- (4) 虐待防止のために必要な措置を講ずる。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 事業所は、全ての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者に誓約させるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項はメディコネクサスの代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、令和7年9月11日から施行する。